

オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和4年5月13日）

府省名	金融庁
対象事業名	役員又は主要株主の売買報告書の提出

1. 対象手続一覧

手続ID	手続名	手続類型	手続主体	手続の 受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン 手続件数 (令和元年度)	オンライン 利用率 (令和元年度)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
4161	役員又は主要株主 の売買報告書の提出	申請等	国民等、民 間事業者 等	国	21,224件	0件	0%	70%	令和4年12 月
-	役員又は主要株主 への利益関係書類 の写しの送付	申請等に 基づかない処分通 知等	国	国民等、民 間事業者 等	26件	0件	0%	-	-
-	売買等を行ってい ない旨の申立て	申請等	国民等、民 間事業者 等	国	0件	0件	0%	-	-

-	上場会社等への利益関係書類の写しの送付	申請等に基づかない処分通知等	国	民間事業者等	18件	0件	0%	-	-
-	利益関係書類の写しの公衆縦覧	縦覧等	国	-	6件	0件	0%	-	-

※オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

## 2. 対象事業の概要

上場会社等の役員又は主要株主(以下「役員等」という。)は、自己の計算において特定有価証券等の買い付け等または売付け等をした場合には、その売買に関する報告書(売買報告書)を内閣総理大臣に提出する(①)とされており、その具体的な提出先は、受理権限を委任された各財務局(長)である。役員等が当該売買等を金融商品取引業者等に委託していた場合、当該金融商品取引業者等を経由し提出する【役員又は主要株主の売買報告書の提出】。

なお、金融商品取引業者等を経由する場合にあっては、金融商品取引業者等が、売買報告書のうち、記名押印部分以外を様式に記載した書面を作成・取引者(顧客)に郵送等(郵送/手交/メール等)し、取引者自身が書面を確認し(②)(※)、これを当該金融商品取引業者等各財務局に郵送等(郵送/電子申請・届出システム)にて提出する(③)という業務フローが一般的である。

(※)法令上、署名・押印は義務付けられていないが、取引者自身が確認したことの証跡を残すため、金融商品取引業者等の内部規程等によっては、引き続き署名・押印を求めており、書面の授受を行っている場合がある。

権限の委任を受けた関東財務局長は、役員等から提出された売買報告書の記載に基づき、6か月以内の売買等によって短期売買利益を得ていると認める場合において、「利益関係書類」(売買報告書のうち当該利益に係る部分)の写しを役員等に送付する【役員又は主要株主への利益関係書類の写しの送付】。

### (i) 役員等が利益関係書類の写しに記載されている売買を行っていないと認める場合

役員等は利益関係書類の写しの受領後20日以内に、当該書類に記載されている売買を行っていない旨を関東財務局長へ申立てする【売買等を行っていない旨の申立て】。これを受け、当該申立てに係る部分については、売買報告書に記載(売買)がなかったものとみなす。

### (ii) (i)の申立てが行われなかった場合

役員等が利益関係書類の写しを受領した日から20日以内に上場会社等への当該利益の提供がなかった場合、関東財務局長は利益関係書類の写しを上場会社等へ送付する【上場会社等への利益関係書類の写しの送付】。さらに、上場会社等へ写しを送付した日より起算して30日以内に役員等から上場会社等への当該利益の提供がなかった場合、利害関係書類の写しを公衆縦覧に供する【利益関係書類の写しの公衆縦覧】。

### 3. 対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

- 【役員又は主要株主の売買報告書の提出】令和3年7月から金融庁電子申請・届出システム（以下、単に「システム」という。）の運用が開始され、各財務局（長）宛の提出（2. ①③）のオンライン化が可能となった。一方で、2. に記載のとおり、金融商品取引業者等によっては、現在も取引者と書面の授受を行っている場合がある（2. ②）。
- 【役員又は主要株主への利益関係書類の写しの送付】金融商品取引業者等を経由して売買報告書の提出を行う場合に役員等はシステムのアカウント登録を行わないことから、現状、役員等が写しを受領することが担保できるオンラインでの送付手段が行政側でないこと、手続き件数が少ないこと等から、今後、必要に応じて検討を行う。
- 【売買等を行っていない旨の申立て】システムによる申立てが可能となった。
- 【上場会社等への利益関係書類の写しの送付】上場会社等は提出システムのアカウント登録を行わないこと、手続き件数が少ないこと等から、今後、必要に応じて検討を行う。
- 【利益関係書類の写しの公衆縦覧】手続き件数や公表内容を踏まえつつ、オンラインでの公衆縦覧の方法について検討を行う。

#### 4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

手続名	役員又は主要株主の売買報告書の提出
各手続の概要	【概要】 「2. 対象事業の概要」参照。
	【年間総手続件数（令和2年度）、オンライン利用率（令和2年度を含む過去5年間）】 ・年間総手続件数：4,125件（令和2年度） ・オンライン利用率：0%（平成28年度～令和2年度）※オンライン未対応
オンライン利用率目標・取組期間と設定の考え方 （主要な手続について目標設定）※調査中の場合でも想定目標値を記載	【目標】 オンライン利用率 70% オンライン利用率＝システムによる届出件数/全届出件数
	【取組期間（達成期限）】 令和4年12月
	【目標・期間設定の考え方】 届出をオンラインで行うことのできるシステムの運用が開始され、令和4年3月のオンライン利用率は約60%まで上昇している。証券会社による届出が全体の約9割と大宗を占めることを踏まえ、当面の間、証券会社のオンライン利用率の上昇を中心としつつ、全体のオンライン利用率の引き上げを図る。 ※証券会社のオンライン利用率が80%となることで、全体のオンライン利用率は70%を達成する見込み。

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン①	課題	証券会社等の社内規程などにより取引者の署名・押印が必要な場合がある。
	中間 KPI	【目標】 令和4年12月までに、署名・押印のない届出の割合を60%に引き上げる。
		【KPIの定義】 署名・押印のない届出の割合＝署名・押印を廃止した証券会社のオンラインによる届出件数/証券会社の全届出件数
	アクション プラン a	【取組内容】 署名・押印が不要である旨を明示した「よくある質問」を公表し、その内容について証券会社等に対し周知を行う。
		【取組期限（期間）】 令和4年5月まで
	アクション プラン b	【取組内容】 引き続き署名・押印を必要としている証券会社に対して、阻害要因のヒアリングを行う。
【取組期限（期間）】 令和5年3月まで複数回実施		

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン②	課題	届出者の利用しやすい様式となっていない。
	中間 KPI	【目標】 令和4年9月までに、様式の改訂を行う。
		【KPI の定義】 —
	アクション プラン a	【取組内容】 様式改訂案について、財務局及び主な証券会社と意見交換を行う。
		【取組期限（期間）】 令和4年8月
	アクション プラン b	【取組内容】 様式の改訂について、証券会社等に対して周知を行う。
		【取組期限（期間）】 令和4年9月

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン③	課題	オンライン提出方法のわかりやすさ。
	中間 KPI	【目標】 令和5年3月までに、利用者に対してアンケートを実施し、オンライン提出方法について「わかりやすい」旨の回答率 80%。
		【KPI の定義】 回答率 = 「わかりやすい」旨回答した利用者数 / アンケートの回答者数
	アクション プラン a	【取組内容】 オンライン提出のしやすさ等について利用者に対してヒアリングを行う。
		【取組期限（期間）】 令和4年12月
	アクション プラン b	【取組内容】 ヒアリング結果を踏まえ、わかりにくいと指摘のあった事項について、よくある質問の更新を行う。
		【取組期限（期間）】 令和5年3月



## 5. スコアカードの更新頻度と公表方法

四半期ごとに更新し、金融庁ウェブサイトにて公表する。

## 6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回チェックを受け、チェックの概要等については公表する）

年に1回、届出者に対してアンケート調査等を行い、取組の妥当性・進捗度合等について、チェックを受ける。当該チェック結果の概要等については、金融庁ウェブサイトにて公表する。

## 7. 基本計画の見直し

- ・取組の進捗をチェックし、必要に応じて取組内容を修正するなど、基本計画を改定する。
- ・第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画を見直し、必要な改定を行う。

## オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和4年5月13日）

府省名	金融庁
対象事業名	少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出、少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出事項の変更届出

### 1. 対象手続一覧

手続ID	手続名	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン 手続件数 (令和元年度)	オンライン 利用率 (令和元年度)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
3612	少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出、少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出事項の変更届出	1 申請等	6 民間事業者等	1 国	14,301	258	1.80%	40%	令和4年3月

※オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

## 2. 対象事業の概要

少額短期保険募集人は、その役員又は使用人に保険募集を行わせようとするときは、保険業法第 302 条に基づき、その者の氏名及び生年月日を、所属する少額短期保険業者から各財務局・財務事務所等に届け出る。また、届け出た事項について変更を生じたとき、又は届出に係る役員若しくは使用人が保険募集を行わないこととなったとき、若しくはこれらの者が死亡したときも、同様に届け出る。

## 3. 対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

- ・ e-Gov での届出を通じて、オンラインで完結が可能だが、電子証明書の取得が必要。
- ・ 令和 3 年 6 月 30 日に電子証明書の取得が不要な新システムの整備が完了し、同年 9 月に運用を開始した。

#### 4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

手続名	少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出、少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出事項の変更届出
各手続の概要	<p>【概要】</p> <p>「2. 対象事業の概要」参照。</p>
	<p>【年間総手続件数（令和2年度）、オンライン利用率（令和2年度を含む過去5年間）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間手続件数：13,690件（令和2年度）</li> <li>・オンライン利用率</li> </ul> <p>令和2年度 11.89%、令和元年度：1.8%、平成30年度：1.9%、平成29年度：1.6%、平成28年度：2.0%</p>
オンライン利用率目標・取組期間と設定の考え方 (主要な手続について目標設定)※調査中の場合でも想定目標値を記載	<p>【目標】</p> <p>オンライン利用率 40%</p> <p>オンライン利用率 = (オンライン申請件数) / 全申請件数</p>
	<p>【取組期間（達成期限）】</p> <p>令和4年3月まで</p>
	<p>【目標・期間設定の考え方】</p> <p>令和元年度時点では、オンライン申請が可能であるものの、オンライン率は1.8%となっている。利便性を向上させたオンライン申請システムが令和3年6月末に整備完了し、同年9月に運用開始した。今後、一定程度オンライン利用率の上昇が見込まれるが、事業者への周知・浸透期間を考慮し、令和3年度末までにオンライン利用率を40%まで引き上げることを目標とする。</p>

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク シヨンプラ ン①	課題	オンライン届出にあたり、電子証明書の取得が必要であるため、その取得プロセス・費用が発生している。
	中間 KPI	【目標・達成期限】 令和3年度早期に、届出プロセスを簡素化する。
		【KPI の定義】 簡素化＝電子証明書の取得を必須としない届出プロセスの導入。
	アクション プラン a	【取組内容】 オンライン申請の際には、ID・PW 方式で本人確認を行うよう、システム更改を行う（必要に応じて、ID・PW 方式に加え、電子証明書の利用が可能）。
【取組期限（期間）】 令和4年3月		
オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク シヨンプラ ン②	課題	オンライン申請について知らない・利用方法がわからない。
	中間 KPI	【目標】 事業者向けアンケートにおいて、回答者の理解度及び満足度 80%
		【KPI の定義】 理解度＝申請システムの利用方法について「理解している」と回答した事業者の割合 満足度＝申請システムについて「使いやすい」と回答した事業者の割合
	アクション プラン a	【取組内容】 オンライン申請システム更改の概要・利用方法等に関する事業者向け説明会の開催
		【取組期限（期間）】 令和3年4月～令和4年3月
	アクション プラン b	【取組内容】 事業者団体とも協力し、オンライン申請システムの更改について事業者向けの周知を行う。
		【取組期限（期間）】 令和3年4月～令和4年3月

## 5. スコアカードの更新頻度と公表方法

四半期ごとに更新し、金融庁ウェブサイトにて公表する。

## 6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回チェックを受け、チェックの概要等については公表する）

年に1回、スコアカード等の取組の進捗状況を示す資料を、利用者から構成される事業者団体である日本少額短期保険協会に提示し、取組の妥当性・進捗度合等について、チェックを受ける。当該チェックの概要等については、日本少額短期保険協会に提示した資料を含め、金融庁ウェブサイトにて公表する。

## 7. 基本計画の見直し

- ・ 取組の進捗をチェックし、必要に応じて取組内容を修正するなど、基本計画を改定する。
- ・ 第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画を見直し、必要な改定を行う。